

仕 様 書

1 業務名称

長府浄水場高圧配電ケーブル取替業務

2 実施場所

下関市長府豊浦町 1 番 1 号 下関市上下水道局 長府浄水場

3 業務内容

長府浄水場内特高受変電所から各電気室へ配電している高圧ケーブルについて、以下のとおり布設替えを行うもの。

(1) 特高受変電所～中央管理室

- ア 道路横断箇所①(参考図 1 / 5 参照)に示す既設ラック～既設 H H 2、既設 H H 2～既設 H H 3 及び既設 H H 3～管理棟近傍における地中電線路の電路材布設並びに土工
- イ 管理棟北側電線路(コロガシ、参考図 1 / 5 参照)の電路材布設
- ウ 高圧ケーブルの布設及び端末処理
- エ 高圧ケーブルの絶縁耐力試験及び検相
- オ 既設高圧ケーブルの撤去及び特高受変電所指定場所への集積
- カ 管理棟内既設電路材の撤去

(2) 特高受変電所～ブロック形成池電気室

- ア 道路横断箇所②(参考図 1 / 5 参照)に示す既設ラック～G L F 急速ろ過池近傍における地中電線路の電路材布設及び土工
- イ G L F 急速ろ過池南側～横流式沈殿池南側・東側～ブロック形成池北側(コロガシ、参考図 1 / 5 参照)の電路材布設
- ウ 高圧ケーブルの布設及び端末処理
- エ 高圧ケーブルの絶縁耐力試験及び検相
- オ 既設高圧ケーブルの撤去及び特高受変電所指定場所への集積

(3) 特高受変電所～第 1 送水ポンプ室

- ア 道路横断箇所③(参考図 1 / 5 参照)に示す既設ラック～既設トラフにおける地中電線路の電路材布設及び土工

- イ 高圧ケーブルの布設及び端末処理
- ウ 高圧ケーブルの絶縁耐力試験及び検相
- エ 既設高圧ケーブルの撤去及び特高受変電所指定場所への集積

4 使用材料

(1) 特高受変電所～中央管理室

ア 道路横断箇所①電路材

(ア) 地中電線路 難燃性 FEP80 L=29m (既設ラックからの立下げ部 L=3m 含む。)

(イ) その他 電線管支持材、電線管接続材、その他必要なもの

イ 管理棟北側電路材

(ア) コロガシ電線路 難燃性 FEP80 L=67m

(イ) その他 電線管接続材、その他必要なもの

ウ 高圧ケーブル

高圧ケーブル (6kV EM-CET (EE) 38sq、L=340m) は、下関市上下水道局 (以下「局」という。) 支給とする。ただし、端末処理材については、受注者にて用意すること。

(2) 特高受変電所～ブロック形成池電気室

ア 道路横断箇所②電路材

(ア) 地中電線路 難燃性 FEP80 L=12m (既設ラックからの立下げ部 L=4m 含む。)

(イ) その他 電線管支持材、電線管接続材、その他必要なもの

イ G L F 急速ろ過池南側～横流式沈殿池南側・東側～ブロック形成池北側電路材

(ア) コロガシ電線路 難燃性 FEP80 L=120m

(イ) その他 電線管接続材、その他必要なもの

ウ 高圧ケーブル

高圧ケーブル (6kV EM-CET (EE) 38sq、L=450m) は、局支給とする。ただし、端末処理材については、受注者にて用意すること。

(3) 特高受変電所～第1送水ポンプ室

ア 道路横断箇所③電路材

(ア) 地中電線路 難燃性 FEP80 L=15m (既設ラックからの立下げ部 L=3m 含む。)

(イ) その他 電線管支持材、電線管接続材、その他必要なもの
イ 高圧ケーブル

高圧ケーブル (6kV EM-CET (EE) 38sq、L=210m) は、局支給とする。
ただし、端末処理材については、受注者にて用意すること。

5 土工仕様

本業務における土工については、以下のとおりとする。なお、掘削に当たっては、舗装切断の上、行うこと。

(1) 掘削延長

ア 道路横断箇所① L=24m 程度
イ 道路横断箇所② L=6m 程度
ウ 道路横断箇所③ L=10m 程度

(2) 掘削幅 W=600mm 程度

(3) 掘削深 H=800mm 程度 (既設 As、t=50mm 程度を含む。)

(4) 電路材土被り h=600mm 以上

(5) 復旧

ア 舗装 再生密粒度 As、t=50mm
路盤 (再生クラッシャーラン)、t=100mm
ただし、既設未舗装箇所については発生土埋戻し
イ 保護砂 電路材上 100mm まで置き替え
ウ その他 舗装及び保護砂以外は、発生土にて埋め戻すこと。
埋設シートの布設を行うこと。

6 委託期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日 (金) まで

7 提出書類

(1) 実施工程表 1 部
(2) 材料仕様書 1 部

(3) 停電作業要領書	1 部
(4) 現地試験要領書	1 部
(5) 現地試験成績書	1 部
(6) 作業写真（作業前、作業中及び作業後）	1 部
(7) その他局担当者が指示するもの	

8 注意事項

- (1) 着手に当たり、作業日、使用材料、作業方法等について局担当者と事前に協議をすること。
- (2) 停電作業及び現地試験については、事前に要領書を提出し、局担当者の確認を受けること。
- (3) 本仕様書記載の数量は参考数量であるため、作業前に必ず確認を行うこと。
- (4) 本業務の対象設備は稼働中であり、機器の運転・停止操作及び電源遮断は、局職員又は局職員が指示する者により行うものとする。
- (5) 既設高圧ケーブルを除く本修繕に伴い発生した廃棄物等は、関係法令に従い適正に処分すること。
- (6) 作業については、原則として、閉庁日を除いた日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に行うこと。
- (7) 作業に当たり、関係法令等を遵守すること。
- (8) 作業中、既設構造物その他の工作物を破損し、又は損傷を与えた場合は、直ちに局担当者に報告し、局担当者の指示により受注者において原形復旧等すること。
- (9) 作業に際し、安全管理について十分注意すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、局担当者及び受注者協議の上、決定するものとする。

